

相続税制

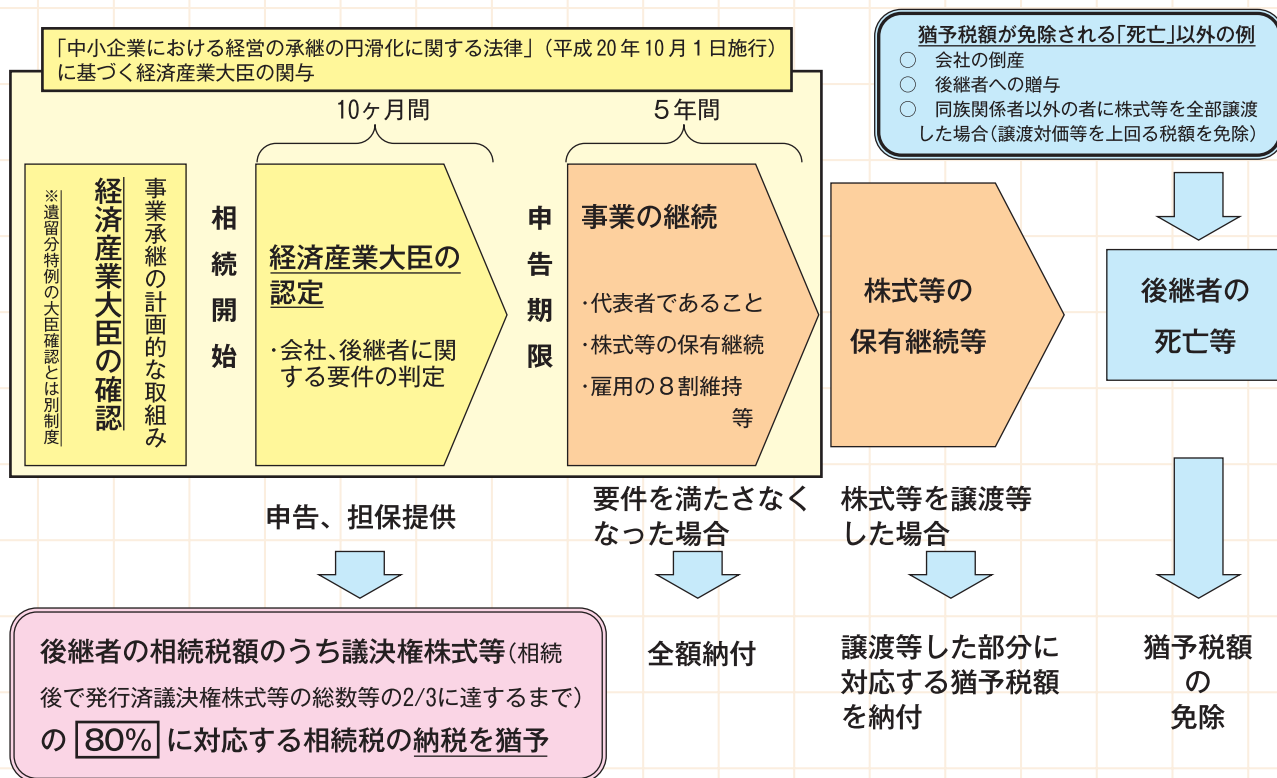
中小企業の事業承継を円滑化するための非上場株式等に係る相続税、贈与税の納税猶予制度を導入します。また、農地等に係る相続税の納税猶予制度の見直しを行います。

事業承継税制の創設 ①相続税の納税猶予

ポイント

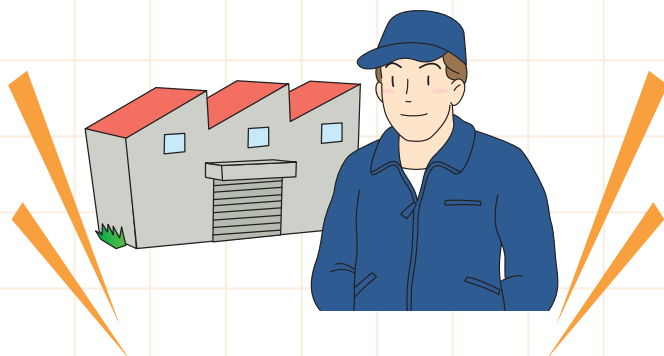
- ☑ 経営承継相続人等（※1）が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得し、その会社を経営していく場合には、一定の条件の下、その経営承継相続人等が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（※2）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予します。

《非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の概要》



（※1）「経営承継相続人等」とは、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の規定に基づき経済産業大臣の認定を受ける一定の非上場会社の代表者であった者の後継者をいいます。

（※2） 相続後で、その会社の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限ります。

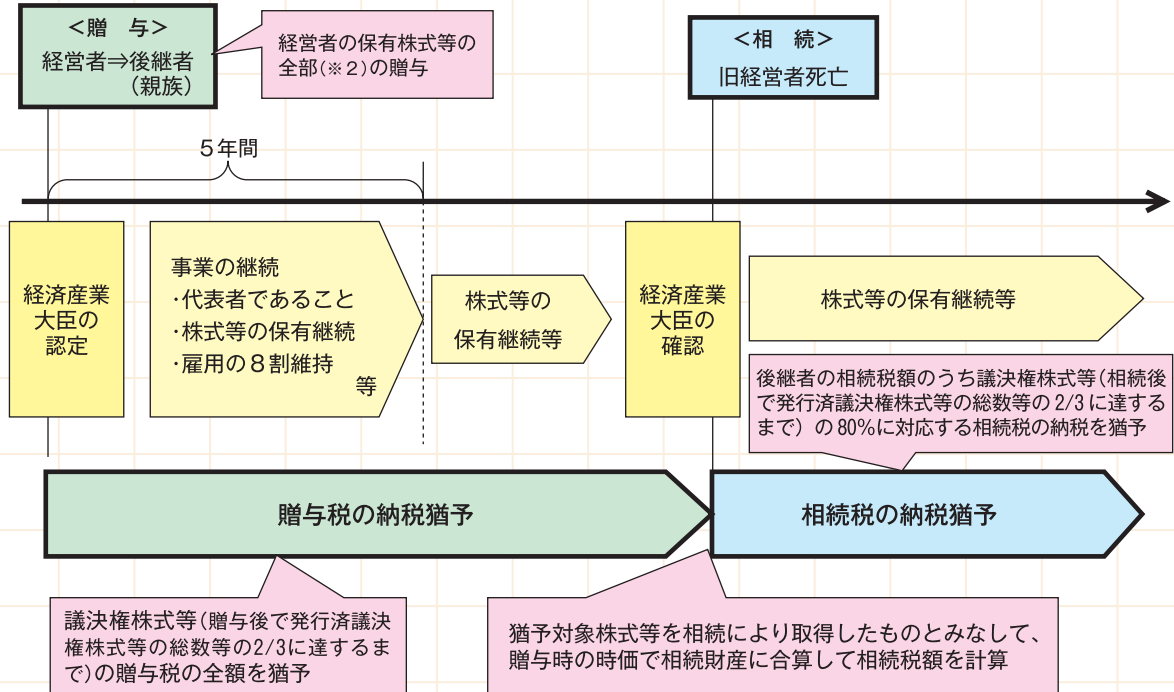


事業承継税制の創設 ②贈与税の納税猶予

ポイント

- 経営承継受贈者（※1）が、非上場会社を経営していた贈与者から贈与によりその保有株式等の全部（※2）を取得し、その会社を経営していく場合には、一定の条件の下、その株式等の贈与に係る贈与税の全額の納税を猶予します。
 なお、その贈与者が死亡した際には、後継者がその株式等を相続により取得したものとみなして、相続税額を計算し、一定の条件の下で、相続税の納税を猶予します。

《非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の概要》



- （※1）「経営承継受贈者」とは、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の規定に基づき経済産業大臣の認定を受ける一定の非上場会社の代表者であった者の後継者をいいます。
- （※2）贈与した結果、後継者の保有割合が、発行済議決権株式等の総数等の3分の2超となる場合には、その3分の2に達するまでの贈与が要件となります。

農地等に係る相続税の納税猶予制度の見直し

ポイント

- 農地等に係る相続税の納税猶予制度について、農地の有効利用を促進する貸付けも適用対象とする等の見直しを行います。

○ 農地法の転用規制の及ぶ農地（市街化区域外の農地）

- 改正後の農業経営基盤強化促進法の規定に基づき貸し付けられた農地も本制度の適用対象
- 20年間の営農継続要件を終生の農地利用要件に見直し
- 疾病等の場合の営農継続要件を緩和
- 猶予税額の納付に伴う利子税を引下げ（税率を年3.6%（現行6.6%）に軽減※）
 ※20年間の営農継続により猶予税額が免除される農地を除きます。
 税率は特例により2.2%（現行4.0%）に軽減（日銀の基準割引率0.5%の場合）

○ 農地法の転用規制の及ばない農地（生産緑地などの市街化区域内農地）

原則、現行どおり
 ただし、上記(3)及び(4)の措置は市街化区域内農地についても適用